

令和7年12月11日
岐阜県知事 江崎 複英

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年12月12日から30日間、岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

記

1. 利便増進誘導区域の指定日

令和8年1月11日

2. 道路の種類及び路線名

一般国道 303号

3. 利便増進誘導区域として指定する区間（別紙参照）

起 点 捱斐郡揖斐川町東横山字下平263番

終 点 捱斐郡揖斐川町東横山字下平263番